三重県教育委員会

専門家との連携によるいじめ防止支援事業

　　　「自律と他者への尊重を育む授業」実施要項

　三重弁護士会法教育委員会の弁護士の先生が、学校にやって来て、いじめをしない、させない心を育む授業をします。

１　趣旨　　一人ひとりが尊重される社会（＝みんな違って、みんないい）をテーマにして様々な事例を多角的に捉えることで、いじめをしない、させない心を育む授業を行います。

２　期間　　**令和７年7月1日から令和８年３月7日まで**

３　対象　　小学５、６年生

４　講師　　三重弁護士会　法教育委員会の弁護士

５　内容

1. 授業内容

　　・児童生徒にとって身近な事例（学校内での日常的なトラブルなど）等を題材に、物事を一面的に捉えられないことについて、弁護士と児童生徒との間で、簡単なゲームやディスカッションをしながら一緒に考えていきます。

　　・日常生活を過ごす中で争いの種となるような様々な事象においても、多角的に物事を捉えることで争いを解決することができるよう、対人関係を円滑に営むための考え方を学びます。

　　・原則として、1クラスにつき2名程度の弁護士に担当していただきます（派遣できる弁護士の予定との兼ね合いで、同時に複数クラスでの実施が困難な場合には、複数クラスを一つにまとめてお願いすること等があります）。

②　授業時間

　　・９０分（２コマ分）

　③　申し込み先

　　　・三重県教育委員会　　電話　059-22４-2３32

　④　申し込み方法

・三重県教育員会の申込フォームより申し込んでください。

　・本授業と「いじめ予防授業」をあわせて受講することはできません。

（重複して申し込む場合には、学校が選択した優先順位に従って割り振ります。）

　　URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/SEISHI/HP/p0013700018.htm>

・令和７年5月１２日（月）～５月２３日（金）にアップロードされる申込

フォームより先着順で申込みを受け付けます。

　⑤　その他

・児童生徒の変容を見るために、授業の事前と事後に、簡単なアンケートを実施して

　ください。※情報端末等をご利用いただくなどして実施してください。

　　　・ペーパーでアンケートを実施いただく際は、事前及び事後アンケートは、各学校において、必要部数を印刷してください。

　　　・「子どもの権利委員会」の実施する「いじめ予防授業」との同時受講はできません。また、期間外への申し込みは受付できませんのでご了承ください。

